平成２３年（フ）第６５号
長崎県南島原市有家町久保129番地10、前住所長崎県南島原市有家町中須川563番地
債務者　中野　耕伸
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田雄一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第７２５号
北海道石狩市花川北４条２丁目231番地
債務者　伊藤　雅生
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井　　謙
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３９８号
埼玉県深谷市中瀬1333番地
債務者　田沼　幸夫
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　純二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４６３号
金沢市寺中町チ40番地６
債務者　中村ひろ子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小堀　秀行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１２６４号
滋賀県甲賀市水口町植336番地、申立前の住所京都府木津川市相楽高下45番地　ウエストポートＢ―505号
債務者　多田　裕行
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野澤　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６６号
山口市佐山1961番地９
債務者　澤田佐智江
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村川　智一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８９号
三重県松阪市小片野町727番地
債務者　松本　哲夫
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
津地方裁判所松阪支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２９８号
福岡県うきは市吉井町新治960番地１
債務者　池田　壽惠
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３８４号
大分県別府市石垣西９丁目５番36号　御方アパート１号
債務者　福嶋　浩美
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第９８号
岩手県花巻市東12丁目第９地割16番地１、前住所富山県高岡市戸出町３丁目16番98―104号　レオパレスＫ・Ｃｏｅｕｒ
債務者　古川　博隆
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第１１３号
石川県加賀市箱宮町ウ97番地
債務者　野口　貴義
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第３４８号
兵庫県宝塚市安倉南４丁目20番17―205号
債務者　佐藤　慶紀
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第６８号
兵庫県美方郡新温泉町多子480番地、前住所大阪府和泉市のぞみ野３丁目778番地の156
債務者　山下　典夫
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第２３０号
徳島県小松島市松島町４番２号、旧住所徳島県小松島市和田島町字外開９番地の４
債務者　多田　嘉幸
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３１号
徳島市大原町中須41番地　リヴェール21―205号、旧住所徳島県小松島市和田島町字外開９番地の４
債務者　多田　文彦
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７３号
徳島市津田町４丁目２番20号
債務者　中野　陽介
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２８１号
徳島県板野郡上板町西分字滝ノ宮西11番地１　春日団地１号室
債務者　切原　悦子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
徳島地方裁判所民事部